

令和2年3月栄町教育委員会定例会会議録

期日 令和2年3月26日(木) 開会：午後2時 閉会：午後3時50分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤ヶ崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大久保 雅 從
委 員	弘 海 千 鶴
委 員	石 川 京 子
欠席委員	なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	大 野 真 裕
生涯学習課長	早 野 徹
給食センター施設長	亀 田 浩

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐(書記)	由 井 茂
教育総務課主事(議事録)	五十嵐 修
傍聴人	0人

- 1 教育長開会宣言
- 2 議事の進行 中島宣行委員(教育長職務代理者)
- 3 署名委員の指名 大久保委員
- 4 会期 本日1日限り
- 5 教育委員の活動報告

令和2年3月「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容
2	27	木	役場	休業準備	3月2日からの臨時休業に備え、学校教育課が準備しました。
	28	金	役場	対策会議	新型コロナウイルス対策会議に参加しました。
			役場	校長会議	臨時校長会議を招集し、翌月の臨時休業への準備について指導しました。
3	2	月	役場	人事面接	安食小, 布鎌小, 安食台小, 竜角寺台小校長の人事評価面接を行いました。
			役場	対策会議	新型コロナウイルス対策会議に参加しました。
			成田市	視察	教科用図書配本にかかる現状を視察しました。
			役場	校長会議	臨時校長会議を招集し、対応について協議しました。
	3	火	役場	対策会議	新型コロナウイルス対策会議に参加しました。
			役場	校長会議	臨時校長会議を招集し、対応について協議しました。
			役場	全員協議会	町議会へ臨時休業の報告をしました。
			議場	町議会	令和2年第1回栄町定例会が開会し、参加しました。
			栄特支	視察	施設利用について、現物確認しました。
			役場	対策会議	新型コロナウイルス対策会議に参加しました。
	4	水	役場	対策会議	新型コロナウイルス対策会議に参加しました。
			役場	人事面接	栄中校長の人事評価面接を行いました。
			栄特支	視察	施設利用について、現地確認し、対応を協議しました。
	5	木	役場	議会	予算に関する町議会全体質疑に参加しました。
	9	月	役場	政策会議	町議会一般質問への答弁書のチェックに参加しました。
			校長会議	3月の校長会議を開催しました。	
	10	火	役場	教頭会議	3月の教頭会議を開催しました。
	11	水	議場	一般質問	野田議員, 高萩議員, 新井議員, 藤村議員
	12	木		一般質問	岡本議員, 戸田議員
	13	金		一般質問 採決	松島議員 議案審議
	16	月	役場	校長面接	年度末人事異動の内示を各学校長に行いました。
			成田市	面談	印旛教育会館専務理事と面談をしました。
	17	火	役場	対策打合せ	ふれプラ図書室の開館へ向けて検討しました。
18	水	役場	校長会議	臨時校長会議を開催しました。	
			表彰式	30年功労者表彰式典に参加しました。	
19	木	役場	会議	委員会内課長会議に参加しました。	
				庁舎内課長会議に参加しました。	
25	水	役場	会議	印旛都市文化財センター理事会に参加しました。	
26	木	役場	定例会	教育委員会会議を開催します。(報告1件, 議案9件)	

磯岡教育総務課長：

会議が始まる前に、藤ヶ崎教育長が再任されたことをご報告いたします。先だつての3月定例議会におきまして、前任の葉山氏の任期満了前からの就任以来、2ヶ年が満了することに伴い、再び藤ヶ崎氏を選任することに町議会の同意を得て任命されました。任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間となります。

藤ヶ崎教育長：

それでは、前回定例会後の活動について、報告します。2月27日、午後6時半過ぎのニュース速報により、首相の臨時休業要請の報道から、学校教育課にすぐ反応してもらい、翌日の臨時校長会議の設営並びに、3月2日からの一斉実施への手順等を立案してくれました。

翌日の2月28日朝、臨時校長会に参加し、私からは、北海道で15人発症、戒厳令のようだと伝え、出席簿では、「3月24日まで新型コロナウイルス感染防止による臨時休業のため以下記載省略」とすること。目的は子供の命・健康のためなので、教職員からの家庭訪問等による接触の厳禁、健康把握等は、まちコミメールのアンケートや電話相談にて可能とすること。学校教育課で要請している臨時休業中の計画表に、一日2回の検温欄を設けること。課題については、今日一日で完成できないので、まずは、教科書の未習の部分の予習させていくこと。教科書を自力で、自学で終わらせる指導に徹すること。質問は、ノートに記入して、電話での質問や指導も考えられる。学校の日課時程に沿った生活指導。共働き家庭には、町が児童クラブを長期休業並みに、朝から開設するので、そちらを利用すること。卒業式については、最小限の式典へ。評価評定は、これまでの指導歴にて行うこと。中学3年生については、以前、千葉市教委にいたとき、原級留置をした校長先生がいて、確かに校長の権限ですが、控えてもらいたいこと。受験と進路に響かないようにするようお願いしました。

職員、特に担任から子供たちに感染させないように、職員が感染した場合、12日間、出勤できず、また、発症して勤務した場合、千葉市の中学のように、再開困難をきたすことも想定されること。職員のサービスとして、企業に求めているのと同様に、学齢児童の子供をもつ教員に、テレワーク等の配慮をしてほしいとのこと。いずれ、教育事務所から通知があろうが、サービスについて配慮をしてほしいことを話しました。

昨日のNHKニュースでも紹介されたが、年度末で廃校予定の多古町立常盤小では、28日金曜日が最後になってしまいました。この子供たちを考えれば、一生に一度の卒業式だと、いってられないと感じました。

「走りながら、考えるしかない。」と、報道もされていたので、校長先生方に話しました。

その後、学校教育課長から、各校長に、以下の点、保護者向け文書のひな型、課題の

設定、生活表、そして、28日の一日の流れについて、午前中の授業と午後の特別日課、低中高などのグループによる準備体制に、まちコミメールでのアンケート活用による健康把握、それらについて準備可能かどうかを協議し、午後の町の対策会議を待つよう話しました。

その上で、保護者向け文書のひな型、その他、職員の服務について説明してあります。全小中学校の足並みが揃うこととなったため、教育委員の皆様にも情報提供しまして、御異論もなかったことから、午後の対策会議にて、町長に報告し、学校保健安全法20条「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」との定めから、設置者の町長とも確認の上、一斉臨時休業に入ったところであります。

これについては、「栄町教育委員会行政組織規則第7条25号前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項」として、本来は、臨時の教育委員会会議を招集すべきことと考えましたが、急施のため開催の暇がないことから、私の臨時代理として、本日、活動報告の中で、このような形で報告することといたします。

続きまして、3月2日には、小学校長4名の人事評価面接を行いました。午後、臨時校長会を開催し、児童クラブの拡大以外に、共働きで見る者のいない低学年の子、並びに特別支援学級の子供への学校での預かりについて、要請しました。

3日、町議会3月議会が開会しました。その後、栄特別支援学校に赴き、栄東中が残っていた備品等の残存物について、現物確認をしてまいりました。そして、体育館の外側、犬走りに風雨により朽ちかけている段ボールでの梱包が残る高鉄棒の土台となる柱2本と、持ち手となる鉄棒の1セットも残存物として、見せられました。閉校が26年度末、栄特支の開校が28年度ですので、段ボールも朽ち果てるのは理解できましたが、栄特支側が県の備品でないとしていることから、町ないし学校が体育用具として購入し、業者が栄東中に置いてきたものが、そのまま放置されていたものと想像してしまいます。その日のうちに、教育総務課長と補佐にて、撤収してくれています。不思議な事案ですので、今後調査してみたいと考えています。なお、その他の旧校長室の残存物は、五十嵐主事が、体育館の一角に当時の面影を残す事業として、飾ってくれていますことを申し添えます。

3月5日午後、町議会予算全体質疑では、「2年度予算に、給食センター用地取得の土地購入費が予算化されている。」内容は、「なぜ、町有地を使わないか」というもので、「町有地ならば、土地取得代が浮いたはずだ」との質問でした。

私からは、「どの学校にも同じような距離であること、また、ハザードマップ上で、被害が想定されないこと」の2点を回答しました。

その上で、現地視察の際、竜角寺台町民プール脇町有地では、選定委員から、工事の際、竜角寺台小の子供の通学上の危険が想定されるという意見を付け足しました。

その後、同議員から選定委員会の秘密会開催についての疑義がありました。私からは、「財産取得にかかるものであり、秘密会とした」と回答したところです。

また、同議員から「選定委員の顔ぶれについての疑義」も出されましたが、委員長による「不適切な発言」とされておりました。

町長からは、「布鎌中跡地は、下水管を接続するのに、多額の費用がかかること、竜角寺台の土地は、企業から引き合いもある価値のある土地である」との回答がありました。

また、他の議員からは、学校の図書費を増額してもらい、標準冊数に近づくようになり、感謝するとの意見がありました。

3月11日、町議会の一般質問が始まりました。議員からは、房総のむらの枯葉、危険防止策の質問があり、生涯学習課長が答弁しました。他の議員から、「給食センター建設事業について」の質問には、教育総務課長が答弁しました。

翌12日の議員からの「SDGsへの取り組みについて」の質問は、学校教育課長が答弁し、私からは、現在も全学校で牛乳紙パックのリサイクルを行ってSDGsに寄与していること、そして、この取り組みは、「環境」だけでなく、「平和」や「人権等」を含めた探究学習である「総合的な学習の時間」等、各学校のカリキュラムマネジメントへと波及すると答弁しました。

13日、議員からは、学校の新型コロナウイルス対応について、通告があったところでしたが、当日朝、撤回がありました。

なお、令和2年度当初予算も無事通りましたことを報告します。

16日、成田市教育委員会の16日からの再開情報を副町長と情報共有しました。再開した成田市に隣接しているが、県内54市町村の1つであることを確認したところです。またふれプラ図書館の再開について、協議しました。

午後、印旛教育会館に教科書事務の要件で赴いたところ、会館の専務理事であり、四街道市の教育委員でもある小館委員と、情報交換をし、四街道市でも、24日まで臨時休業を続ける意向とのことでした。この件については、地方自治の観点から、他市町の状況については、意見を差し控えたいと思います。

また、13時より、県教育委員会の人事異動に伴う、内示日であることから、校長への教職員の内示を行いました。

本、人事にかかる内申事務については、この後、学校教育課長から提案いたします。

以上、新型コロナウイルス対策に振り回されたひと月でしたが、幸いにも、子供たち、教職員の感染報告はなく、本日は午前中に栄中の卒業式、30日に小学校で卒業式を行うと聞いております。

なお、今回の臨時休業における2日から24日までの欠けた授業時数、教育課程上では、欠課時数と呼びますが、本来ならば、小学校5年生及び中学校で、週当たり29コマ計画されています。24日までですと、29×3週+修了式の日で3時間ということ

ですが、小学校では、卒業式の日を3時間で下校させますから、小学校では、87時間、中学校では卒業式も短縮ではなく、 $29 \times 3 + 3$ で90時間と見積もれます。

授業以外にも、6年生を送る会や予選会の練習や本番、卒業式の練習、予行、本番、そして、学年末並びに学年始め休業に向けての学級指導という「春休みの生活指導」、学級解体の学年では、お別れ会やお楽しみ会、そして教室内外の大掃除など、学年末ならではの「特別活動で扱う授業時数」が多く計画されていたところです。

教科書の未習、つまり、指導ができていないところとって、実際に、新しい学習となる単元が残っているか、各学級の調査をしたところ、中学校2,3年生で、30時間程度、小学校では、2日の10時間程度、それほどでもないとの報告が上がっております。

その上で、町の管理規則にあるように、「校長は、臨時に授業を行わなかったため、授業時数の確保が困難と認められる場合は、休業日に授業を行うことができる」という、できる規定を設けておりますので、特に必要があると認める欠課時数の調査を元に、各校長に判断をお願いしているところでもあります。各学校では、新年度に補習を行うとのこと。

17日、ふれプラ図書館の開館について協議しました。

18日、臨時校長会を開催しました。

25日、印旛郡市文化財センター理事会に参加しました。会終了後、7人の教育長にて、4月23日の印教連総会の後の歓送迎会を中止すると決定しましたので、お知らせします。

印教連総会は、予定どおり実施しますので、ご参加をお願いします。

なお、本日の報告は1件、議案は9件です。よろしくご審議をお願いします。

大久保委員：

中学校の卒業式の朝に生徒の様子を見ていましたが、学校に行く表情がとてもよかったです。3年生ですが、帰りもいい笑顔だったので、いい卒業式だったのかなと思いました。

弘海委員：

子供たちが、家の中を出ないように言われていたはずなのに、家の裏にある駄菓子屋さんにとくさんの小学生が来ていました。学校や家で、「外に出てはいけないよ。」とされているだけで、「なぜ出てはいけないのか。」を理解していない子供たちが多くいたのではないのでしょうか。駄菓子屋さんの前で何人かで遊んでいる姿があったので、学校や家も低学年の子供たちにわかりやすく伝えるべきだったのかなと思いました。マスクも話しているときは、下に下げて話していて、話し終わったらマスクを上げるということで、間違った使い方をしている子供たちがいました。まだ新型コロナウイルス感染が

終息していないので、マスクの正しい使い方や手洗いの仕方などについて低学年生にもっとわかりやすく話をして教えていかないと。感染してからだと遅いと感じました。4月に学校が再開されたときに、真っ先に手洗いの仕方、マスクの大切さ、どうしてこういうことをするのかなどの話をしっかりとってほしいと思います。

中島委員：

栄中の卒業式の規模は、どんな感じでしたか。

藤ヶ崎教育長：

在校生も入った卒業式でした。

弘海委員：

保護者と卒業生は、下のフロアで間隔を開けて座っている状態です。在校生は、上のギャラリーを使って距離を取りながら参加している状態です。マスクをする、アルコール消毒をするなどの細かい対策をしていました。中学校のホームページにも細かい指示がきちんとわかりやすく出ていました。

6 案 件

報 告

報告第1号 「栄町硬式テニス専門部第58回チーム対抗テニス大会」の後援承認について

磯岡教育総務課長：

それでは、報告第1号についてご説明いたします。令和2年3月15日付けで栄町硬式テニス専門部部長佐藤 実氏から「栄町硬式テニス専門部第58回チーム対抗テニス大会」について後援承認申請がありました。行事の趣旨は、硬式テニスの普及・技術の向上を図りテニスを通じて町民の親睦と友好を深め、あわせて体力の向上と健康の維持増進を図るものです。会場及び日程は、水と緑の運動広場で令和2年5月17日（日）、24日（日）、31日（日）、予備日として6月7日（日）に行われるものです。参加予定者数及び参加の方式は、25チーム、クラス別、リーグ戦及びトーナメント方式となっています。行事の後援者として、栄町教育委員会を予定しております。

以上報告第1号につきましては、共催及び後援規程の趣旨に沿ったものでありますことから、教育長が専決処分したものでございます。

中島委員：

これは、屋外の場合ですが、屋内の施設の利用においては、基本方針などが決まっていますか。

藤ヶ崎教育長：

体育館等の利用は厳しい状況です。この後の会議で話し合われますが、屋外については、ある程度は大丈夫だろうと考えています。

7 案 件

議案第1号 栄町教育相談員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

大野学校教育課長：

提案理由をご説明いたします。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により特別職の任用が厳格化され、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例が一部改正されたことにより、栄町教育相談員の設置等に関する規則の一部を改正する必要があることから、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

この内容は、今までは特別職として教育相談員が設置されていましたが、令和2年度より会計年度職員として職が施行されることにより、特別職でなくなるということです。次の資料を見てもらい、栄町教育相談員の設置等に関する規則の一部を改正する規則栄町教育相談員設置等に関する規則（平成4年栄町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。会計年度職員になることより、第2条中「教育委員会からの委嘱を受けた」を削る。第5条から第8条までを削る。第9条を第5条とする。第10条を削り、第11条を第6条とする。

具体的には、次の資料の新旧対照表になりますが、「第2条の教育委員会ら委嘱を受けた」を削除します。第5条、第6条、第7条、第8条を削除します。第9条が第5条になり、第10条が削除され、第11条が第6条になります。

《審査結果》

承認

議案第2号 栄町社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

早野生涯学習課長：

提案理由です。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により特別職の任用が厳格化され、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例が一部改正されたことにより、栄町教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する必要があることから、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

中身につきましては、先程の教育相談員と同じであります。資料の新旧対照表にあるように、第2条と第3条の一部を削除して、第5条より第8条まで削除します。第9条を第5条にして、第10条を削除するものです。特別非常勤職にあたらぬということ、町の会計年度職員になります。実際にこの指導員にあたる者はありません。以前は県からの派遣で町に在籍していたのですが、県も財政上の問題で派遣していただけない状態です。現在も県から派遣してもらえるように要望しているところです。

《審査結果》

承認

議案第3号 令和2年度栄町学校教育プラン（案）について

大野学校教育課長：

提案理由です。栄町教育委員会行政組織規則第7条第1号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。令和2年度の栄町学校教育プランの案となります。内容について説明させていただきます。

(資料により説明)

資料は目次、次に学校教育グランドデザインです。昨年度からの変更点はありません。学校教育方針、「夢に向かって挑戦する栄えっ子」、令和2年度重点施策です。その重点施策は、4つ示されております。重点目標としての学力向上とキャリア教育の推進については、小中連携を核として教育を推進していきます。

次のページの資料は、栄町学力向上プランです。同様に昨年度からの変更点はありません。その中で学力3要素の「思考力・判断力・表現力の育成【B学力】」の下の段の言語活動の活性化の一番下のICT・NIEの活用では、来年度ICTの環境整備と言うことで、7月からタブレット等が導入される予定になっています。NIEの活用では、安食小の方で推進を行っていきます。小中連携教育の教育課程の編成の授業時数と授業内容の管理の徹底ですが、来年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、3月に臨時休業の措置を取ったために、3月に行われていない授業について、新年度始まってから、そ

の学習内容を授業に取り入れて教育課程を編成していくことを各学校と確認をしています。小学校は、それほど大きい影響はないのですが、中学校の新2，3年生は影響が大きいので、大体二週間程度の授業時数を旧学年の学習内容に充てていってから、新年度の学習に取り組むこととなります。具体的には、学校現場で工夫をしてもらうこととなります。子供たちに不安を残さないために未習の部分をなくしていきます。次に評価の改善です。来年度に小学校で新学習指導要領が完全実施と言うことで漢字・英単語の数が増えますので、漢字・計算・英単語習得の到達目標の確認をする必要があります。学校・家庭・地域の連携では、11月に地域公開を行うなど、学力パワーアップ総合月間として全校で取り組んでいきます。

次のページは、栄町のキャリア教育グランドデザインです。学校教育指導の指針、学校教育方針「未来を拓く栄っ子」という内容を受けて、栄町キャリア教育の目標として「社会的自立・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てる」を設定しました。具体的には、小学校6年生の職場体験見学「ゆめ・仕事ぴったり体験」、中学校2，3年生の職場体験「企業と連携したキャリア教育」が実施されています。

資料，1ページは重点施策です。子供たちが社会を支える町民となるために、あいさつ、早寝・早起き・朝ご飯に始まる基本的な生活習慣を身に付けさせる。基礎・基本の習得と思考力・判断力・表現力の育成を図る。学びや人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を図ることとなります。それらを推進するために、これまで継続して取り組んできた指導法の工夫としての少人数学級，少人数指導がポイントとなります。

2ページの「特色ある学校づくりの支援」についてです。ポイントとして、教員アシスタント職員活用事業，校務支援ICT活用事業があります。教職員の負担軽減により，子供と向き合う時間を確保していくようにする。続いて，キャリア教育の推進は先程，述べさせていただいたものです。定期健康診断業務においては，教職員のストレスチェックを実施して，教職員が職場で負担を感じ，ストレスをためていないかを健康管理の面から確かめるためのものです。もし，高いストレスを持っている場合は，専門家の医師に面談をしてもらうこととなります。

「きめ細かな学校教育の推進」についてです。不登校相談・支援推進事業として，学校適応専門官を配置します。今年度までは勝田先生に担当してもらいましたが，3年間の任期が終わりましたので，令和2年度からは元栄中学校の家庭科教諭の坪井先生に担当してもらいます。個に応じた授業を推進するための教員の配置として，個に応じた指導や少人数指導（個別化指導）を行っていくための学校支援教員，介助員等を配置していきます。読書活動支援の充実のために学校図書館司書の配置をしていきます。指導法改善推進業務ということで，複数教員による少人数指導を推進していきます。特別支援教育としては，県立栄特別支援学校のセンター的機能を活用していきます。栄特別支援

学校の多胡先生に子供を見てもらい、その子供に合った指導法を教えてもらったり、研修会や学校訪問をしてもらいながら教えてもらったりするようにしていきます。教育相談の充実ということで、県から安食小と栄中学校にスクールカウンセラーの配置をしてもらっています。また、町独自に月一回程度スクールカウンセラーを配置し、各学校及び家庭をまわってもらっています。教育支援センターの運營業務として、ふれプラ2階の「ゆうがく館」を設置してあり、不登校児童生徒の支援を行っています。そこでは、指導主事、指導員、相談員、学校適応専門官が支援にあたっています。道徳教育推進業務としては、道徳の内容が変わってきているので、「考え、議論する道徳教育」を推進していきます。体力向上・健康増進教育推進業務としては、布鎌小学校の11月の防災教育の公開研究を町内全校が協力して実施していきます。教職員の研修ということで、道徳教育から始まって、各研修内容が位置付けられています。本町は、小学校出身者1名、中学校出身者1名の指導主事2名がおり、その研修計画及び運営を行い、教職員の資質向上に努めています。授業改善を推進するために研究主任、教務主任、生徒指導主任を対象に指導主事を中心とした研修会を行っています。

「学力向上の推進」についてです。わくわくドラム推進事業を並木先生を中心に行っています。中学生海外派遣事業については、新型コロナウイルス感染の影響で、当初は5月に実行委員会等を立ち上げ、話し合いをもつ予定でしたが、それでは実施できるかどうかという御意見を実行委員会の人からいただけないということで、来年度4月に実行委員会を立ち上げ、御意見を伺って、実施するかどうかの方向性を定めていきます。外国語教育の推進として、小学校2校、中学校1校にALTを派遣しています。国際理解教育推進事業として、日本食研さんから多大なる御支援をいただき、夏休み期間中に中学生をオーストラリアに派遣しています。但し、来年度は、まだどうなるかわからない状況です。英語検定助成事業として、中学校卒業までに英検3級取得50%を目標にしています。現在は40%程度ということです。印旛地区内では、取得率は高い状況です。

「教育行政の推進」についてです。補助金交付業務としては、栄中学校の卓球部が関東大会、全国大会に出場したので、補助金を交付しています。学校教育振興・運營業務として、栄町教育振興会に補助金を出しています。教員の研修費としても計上しています。今年度、約7、8万円増額しています。学校給食の充実ということで、栄町産どらまめ等の地元産食材を給食に使用するようにしています。栄養指導業務としては、栄養教諭が小中学校に出張して食育の指導を行っています。給食を食べている様子を見たり、給食がきちんと食べられているかどうかを見たりして、献立に生かすようにしています。今年度飯塚先生が赴任されましたが産休になりましたので、4月から講師が代わりに赴任されます。残菜処理業務ですが、喫食率90%を目標にして取り組み、当初80%台でしたが、この目標は3年間達成しております。給食費徴収業務は、大きな課題になっ

ています。管理システムを導入して取り組んでいるところですが、なかなか徴収率が上がらない状況で課題となっています。第3子以降の給食費の無料化を行っていきます。

13ページの主な事業として、「教育施設の充実」「給食施設の充実」「教育ICT化の推進」に取り組んでいきます。内容につきましては、資料をお読みください。

15ページの「危機管理マニュアルの充実」ですが、町議会でも質問をうけて、避難所開設の際の教員の役割について明確にして載せてあります。引き渡し基準については、震度5以上の大地震で行います。ゲリラ豪雨への対応については、昨年11月に非常に大きなものがありましたが、学校留め置き判断があるということ、町の避難所開設時の連携と協力ということをマニュアルに載せてあります。

16ページの「小学校1年生のランドセルカバーの配付」ですが、栄町のライオンズさんから支援を受けて、約半額程度の援助をいただき、新1年生に配布しています。

17ページの「教職員の心身の健康管理」ということで、目標として、月当たり正規の勤務時間が80時間を超えて在職する教職員を「0」にする。また、「子どもと向き合う時間を確保できている教職員の割合」を70%以上に、及び「勤務時間を意識して勤務することができている教職員の割合」を80%以上にします。となっています。また、電話対応ガイドラインを位置付け、スマートフォンの普及率が高いということで、校長会を中心に話し合わせ、電話対応ガイドラインを設置しました。その電話対応ガイドラインに基づいて児童生徒、家庭に指導をしていくこととなります。

20ページの「栄っこ宣言」は、各学校の式典関係で唱和が行われていて、浸透している状況です。来年度も継続して行っていく予定です。地域における児童生徒の安全確保ということで、地域の方たちは、非常に協力的で見守り隊を行ってくれています。安食台小では、月・水・金、竜角寺台小では校門前など、各小学校区でご協力をしてもらっています。来年度も事故のないようにということで協力をお願いしています。

21ページの「栄町フューチャースクール」では、小学校は「サタデーわくドラ」、中学校は「未来塾」を来年度も継続して実施していきます。「家庭教育の支援」としては、家庭教育学級の充実ということで、家庭教育アドバイザーの並木先生に支援していただくことになっています。虐待等では、野田市の事件があって新聞等で掲載されましたが、子供を叩いてしまうという親御さんの悩みがあったので、並木先生に相談にのってもらうことができました。

22ページは、栄中学校区携帯電話・スマートフォン・ゲーム・通信機器等の利用ガイドラインの抜粋です。児童生徒の約束事ということで5個、保護者の皆様へということで4個挙げて依頼してあります。

石川委員：

町教育振興会費の7, 8万円の増額の理由は、関東大会出場のための補助金として使

うためのものですか。何か大きな研修会などを計画しているのでしょうか。

大野学校教育課長：

振興会の補助金が二年前は約40万円弱ありましたが、毎年5%カットあるいは10%カットという財政予算の方針が出されていて、約5万円カットの35万円に削られています。その関係で11月から12月にかけて行われている栄町小中学校作品展のノート展で賞状を渡すなどの消耗品費関係が不足してきています。そのため、予算内で行うために事業規模が小さくなってしまっています。もう一つは、栄町教育振興会で、授業改善のための研究指定を行い、各学校に児童生徒数に合わせて研修費として補助金をお渡ししています。

石川委員：

広報さかえに、今までは作品展の入賞者の氏名は掲載されていなかったように思います。

大野学校教育課長：

今までも広報に載せていて、広報の載せ方の問題だと思います。

石川委員：

費用のかからない研修と言うことで、何ヶ月か前の教育委員会議でも提案させてもらったように、防災のことで、地域の防災士さんから力を借りて、昨年も自然災害などがあって大きな被害なども出て、地震も含めてですが、授業時間中に起きることもあるので、非常時の対応の仕方について防災士さんから話を聞く機会が持てないかなと提案したいと思います。町社会福祉協議会にもそういった組織を立ち上げましょうという話があります。大久保先生、まだ災害ボランティアセンターみたいなものは、完全には立ち上がっていない状況ですか。

大久保委員：

まだ、確認はとれていません。

石川委員：

町社会福祉協議会では、県から防災士を呼んで研修会を開いていて、その会に参加してもらいました。とてもよかったので、学校現場にも呼べないかなと思っています。内容もよく、無償で来ていただけるということです。

大野学校教育課長：

その防災士さんの研修会については、存じ上げていませんが、現在はいろいろな災害が起きていますので、それに対応して身を守るための方法を身に付けなければと学校でも対応してもらっています。詳細が分かれば、学校に紹介して、教育課程に加えて位置づけることができるか、聞いてみたいと思います。

石川委員：

並木先生には、詳細をお伝えしてあります。家庭教育学級でも活用してみたいということでした。

中島委員：

先ほどの勝田先生に代わる坪井先生の任期は3年ですか。1年ごとですか。

大野学校教育課長：

任期は、確認をしておきます。

中島委員：

学校適用専門官という名称が、そのまま残ることになりますか。

大野学校教育課長：

そのまま残ります。

中島委員：

臨時休業中の給食センターの食材は、大丈夫でしたか。他の地域では、販路を見つけるなど苦労したようですが。

亀田給食センター施設長：

後ほど、各課の報告で話そうと思っていましたが、2月28日に学校の臨時休業が決定して、即座に給食の食材と給食費の口座振替の停止の処理を行いました。若干食材で契約の関係で発注を受けてしまった物がありました。約20万円ほどです。それは調味料とか日持ちのする乾物的なものとかでしたので、それは4月以降の献立に回すこととなります。他市町では、市民の協力を得て、余剰の食材を安く買い上げてもらい無駄にしないようにしたようですが、栄町は食数的にもさほど多くはないので、業者と調整を図ることができました。

大久保委員：

22ページの「子どもとメディアのよい関係づくりの推進」では、スマートフォンなどのことです。内容がすっきりしていてとてもよいと思います。入学式とか学期の始めと終わりには、このことを教育委員会から学校へ強く言ってもらえればと思います。また、家庭教育学級でも話してもらえればと思います。第1の「午後9時以降の友達との通話・メール等のやりとりはしません。」これ一つ守ってもらえると、かなり違うと思います。小さい頃から言い聞かせられると、しっかり守られると思います。私の孫は幼稚園生で、私のスマホをいじって、すぐにやり方を覚えます。特に新型コロナウイルスの関係で家にいることが多くて、スマホにはまっていて、夜更かしして、やりすぎると頭が破壊されてしまうようになるように思います。香川県のように、強制的に制限していることは、いいことだと思います。強制的にやらないと、いくら自由だからと言って、何もしないと子供が本当にだめになってしまうように思います。学者もそう言っています。大人はある程度自由でいいですが、子供は違うと思います。そうしていかないと子供にいくらお金をかけていろいろなことをしても、最後はだめになってしまうような気がします。ということで、栄町のスマホの利用ガイドラインを教育委員会から各学校へ強く推進していくことを望みます。

弘海委員：

「子どもとメディアのよい関係づくりの推進」のこの文章を見て、以前、地域の教育ミニ集会に参加した時に、「～しません。」「～しません。」という言葉だけだと、子供たちは反発してしまうので、言葉を変えてみてはどうかという意見が出ました。この内容で問題はないと思いますが、「～しません。」という言葉だけでなく、やんわりと「～しましょう。」という言葉に代えると子供たちは受け入れやすくなるのではと、地域の方から提案がありました。

中島委員：

子供たちのスマートフォンの保有率は、どれくらいになりますか。

大野学校教育課長：

このガイドラインの前文のところにも載っていますが、中学生は、90%位という数字があります。小学校は、学年によって違いますが、高学年でも相当な数値になり、7割弱位です。

弘海委員：

塾に行く環境が多いので、送り迎えの連絡などで親が持たせている場合が増えていま

す。ただし、一般的にキッズスマホとよばれる物を持たせているのが2割程度。その他に親が新しい物を買って、使っていたお古のスマホをスライドで子供に与えて使わせている物もあります。その場合、フィルタリングなどがしっかりできていない現状かなと思います。

《審査結果》

承認

議案第4号 栄町スポーツ推進委員の委嘱について

早野生涯学習課長：

提案理由です。栄町スポーツ推進委員に関する規則により、別紙の者をスポーツ推進委員として委嘱することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第12号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

栄町スポーツ推進委員の定員は12名ですが、現在10名です。新たに11番の「秋葉麻帆」さんを追加して11名にしたいということです。この秋葉さんは、現在幕張総合高校の教員で、旧姓は花岡麻帆さんです。2004年のアテネ五輪に走り幅跳びの選手として出場しています。成田高校から順天堂大学を出て、今は千葉県陸上競技協会の強化委員会の副委員長として活躍されています。安食に住まわっていて、以前にもスポーツフェスタやマラソンにどうしてもよばれないのかなという話が出ていたそうです。こちらは、そう言った話は知らなくて、申し訳なかったのですが、連絡を取らせていただいたら快く引き受けてくれるということで、これから職場の学校との手続きもあるのですが、内諾を得ましたので、秋葉麻帆さんを新しく委嘱して栄町スポーツ推進委員を11名にしたいと考えています。その他にも公募をしまして、3名程応募があつて面接を行ったのですが、みなさんご高齢で高齢者の支援(サポート)をしたいということで、この趣旨でもあるスポーツ推進の振興という観点では、採用を見送ることにさせていただきました。

《審査結果》

承認

議案第5号 令和2年度栄町社会教育関係団体の認定について

早野生涯学習課長：

提案理由は、栄町社会教育団体の認定に関する規則第4条の規定により、別紙の団体

を社会教育団体として認定することについて、栄町教育委員会行政組織規則第7条第25号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

このことにつきましては、別紙一覧表4団体の申請がありました。今年度と変更はありません。生涯学習栄カルチャークラブ、栄町青少年相談員連絡協議会、栄町を愛する女性の会、栄町体育協会の4団体を推薦するものです。

《審査結果》

承認

議案第6号 教育功労者の感謝状について

磯岡教育総務課長：

提案理由です。別紙の者に教育功労者として感謝状を贈呈することから、栄町教育委員会行政組織規則第7条第13号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

秘密会

《審査結果》

承認

議案第7号 栄町教育委員会事務局職員（課長職）の任免について

磯岡教育総務課長：

初めに提案理由ですが、栄町教育委員会行政組織規則第7条第10号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

秘密会

《審査結果》

承認

議案第8号 令和元年度末教職員人事異動について

大野学校教育課長：

提案理由は、栄町教育委員会行政組織規則第7条第9号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

秘密会

《審査結果》

承認

議案第9号 栄町教職員組合の要望について

磯岡教育総務課長：

提案理由は、栄町教職員組合から教育条件整備に関わる要求のあった事項の回答について、栄町教育委員会行政組織規則第7条第18号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

(資料により説明)

内容について資料をもとに説明いたします。第1希望の「消耗品費、備品費等の増額を求めたい。」という教育予算の要望についてですが、回答として、当町は財政状況が厳しいことから継続的に予算削減されており、教育費に関しても例外ではなく年々減少傾向となっています。しかし、修繕費、光熱水費など日頃の点検清掃や節電・節水により削減することで、予算を振り替えることが可能となりますので、更なる節約にご協力をお願いします。なお、平成30年度では、当初予算で要望に応えられなかったほうきなどの掃除用具を補正予算で要求し、各学校に支給しております。今後もその都度に必要と判断した場合には予算要求をしていきたいと考えています。昨年度には国の理科教育設備整備費等補助金事業を活用して、各校約40～70万円分の理科備品を購入しており、そうした事業があれば活用していく予定です。掃除機、一輪車、拡声器、ポリッシャーなどの掃除用具を補正予算で要求し、各学校に支給できています。ただ厳しいということだけの回答だけでなく、やっていることも載せています。次に「個人用ノートPC等の更新をお願いしたい。」という要望には、ICT教育の推進ということで令和2年7月から導入できるように、国の補助金を利用して、整備していきますので、これから改善されていくのではないかと回答しています。

続きまして第2希望の「教職員の配置」については、後ほど大野課長より説明してい

たきます。

第3希望の「施設設備・危機管理」については、「イントラネットなどの環境整備をお願いしたい。」ということで、ICT環境の整備に関わりまして、ネットワークの更新、校務支援システムや児童用タブレット等の導入などを進めています。国からの補助金等によって、順次導入をすすめていくのでしばらくお待ちください。という回答をしています。続いて安食台小学校のプレハブ撤去についてですが、令和2年度の予算を計上しており、建屋部分についての撤去を行います。竜角寺台小の外階段のひびわれの補修ですが、なかなか予算確保が厳しいので、改修工事はできませんが、予算要求は続けていきたいと思います。竜角寺台小の廊下や特別教室のマットの張り替えについては、令和4年度から5年度に大規模改修工事で実施する予定であり、現時点では、床パネル及びカーペットについては他校と比較して現状でも綺麗な状況ですと回答いたします。

大野学校教育課長：

介助員の勤務時間の拡大と増員の要望につきましては、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり、介助員の配置はとても重要であると理解しておりますが、財政的に厳しい状況です。介助員の人数、時間については学校教育課としても適切に配置できるように、今後も財政課へ要望をあげていきますという回答です。次に学校支援教員の勤務時間の拡大ですが、同様に財政的に厳しい状況から、要望には応えられない状況ですが、今後も継続して財政課へ要望をあげていきたいと思いますという回答です。教員アシスタント教員の継続配置については、予算が通りましたので、各校に配置ができる状況になっています。外国語を母国語とする児童・生徒や保護者を支援するための職員の配置ということで、財政的に難しい状況にあり、代案として機械が言葉を自動的に変換してくれる自動翻訳機があるので、それを活用して代用することができるのではないか等を今後の検討課題としていきます。

中島委員：

栄町には、外国語を母国語とする児童生徒は何人ぐらいいますか。

大野学校教育課長：

正確な人数は把握していませんが、数名います。子供が通訳を務めて保護者への連絡を伝えてもらうことがあります。

中島委員：

親が全く日本語を話せないことがありますか。また、実際に困っていることがありますか。

大野学校教育課長：

あります。

藤ヶ崎教育長：

成田市では、そのような親御さんのために日本語指導教員を派遣しています。時給二千円位で雇っています。通知表とかもタガログ語に直してあげています。ただ、子供たちの方が約3ヶ月位で日本語が通じるようになって、担任が言ったことを親に通訳することになるので、本当に指導したものがきちんと伝わるかどうかはわからないわけです。そういうことを解消することになるわけです。成田の本城小学校では、そういう子供と家庭がたくさんありました。メキシコ、フィリピン、タイとかから来ていました。栄町は、そこまでたくさんの方は、入っていないように思います。財政健全化に向けた取組が必要な栄町では、難しいかなと思います。逆に、「郷に入れば、郷に従え。」というように、親も日本語を少しでも勉強するようにしてほしいなと思います。

《審査結果》

承認

8 各課等の報告

磯岡教育総務課長：

4月の行事予定について報告します。23日の木曜日に教育委員会議が予定されています。その前に要保護、準要保護認定事前説明を13時に予定しています。この日は印教連の総会が予定されていましたが、正式な文書で時間等の変更がある場合は、再度連絡させていただきます。

中島委員：

印教連の総会は、この日ですか。

藤ヶ崎教育長：

その日です。15時半です。ただ、歓送迎会がなくなりましたので、あのホテルは使えないということで、会議の場所は成田市役所の会議室で行うのか、佐倉でやるのかまだわかっていません。

大野学校教育課長：

写しと書かれた資料で、来年度に向けての臨時休業の解除についてです。解除後のス

ケジュール及び要件についてです。解除決定日時は、令和2年3月27日です。令和2年度開始日は、令和2年4月1日です。始業式は、令和2年4月6日、入学式は、中学校は令和2年4月7日、小学校は4月8日です。解除要件としては、次の5点です。式・集会の開催形式では、①座席を離す。②換気を短時間で行う。③アルコール消毒液の設置。④マスクの着用。⑤出席者を最小限にする。を行っていきます。給食については、座席をグループにしない。当番生徒の衛生管理を徹底していく。スクールバスについては、アルコール消毒液の設置、換気の徹底、他の通学手段（自転車等）依頼をして、感染防止に努めます。その他としては、部活動の対応については、他の市町で春休み中から始めているのは、印西市のみです。栄町としては、4月の始業式以降に形を変えて、感染防止に努めながら再開させたいという予定です。詳細な対応については、国の指針に準拠することとしました。

二枚目の資料は、本日この後から行われる臨時校長会議の式次第と町で行われた新型コロナウイルス肺炎対策本部会議で配付した学校教育課の資料になります。次の資料は、国の指針を取りまとめたものの3枚です。それから新聞記事で我孫子市では、学校再開されるという記事で、児童生徒に感染事例が確認された場合、中学校区で臨時休校、複数の中学校区で確認された場合は市内一斉に臨時休校とする。ということが記載されています。松戸市立小中学校は運動会を中止して、授業時間を確保するという記事が出されています。次に教育課程の課題についての記事が出ています。次に手作りマスクについての資料です。次に休み明けに備えて、配慮しなければならない内容の記事です。それ以降の資料は、国の指針を具体的に表したものになります。

早野生涯学習課長：

ふれあいプラザさかえの開館については、今は部屋は使っていませんが、図書室だけは使用しています。それを4月1日から条件付きで再開しようということです。裏面にあるように、使用条件として、1時間に1回換気をする。発声する利用、人が密集する利用はできないこと。半径1.5m四方を基準として、9㎡/人を確保できるようにすること、で利用制限付きでふれあいセンターの利用開始を行っていく予定です。文化ホールおよび遊悠亭の利用は換気ができないので、引き続き利用停止ということになります。停止期間は4月30日までを予定しています。また、使用にあたってですが、毎回職員が消毒をすることはできないので、使用する人が消毒をすること、部屋に入る時に消毒することにしようと考え、消毒液を用意しています。なお、使用した人には名簿を作って、住所、名前、電話番号、健康状態（熱・咳・倦怠感）のチェックを記入してもらい、クラスターが発生しても、追跡ができるような形で使用を許可することになります。体育館については、学校の体育館で子供たちが使うので、感染のたねをつけてはいけないということで、屋内での子供への感染を防止するために体育館の使用はさ

せないこととなります。屋外については、水と緑の運動広場、房総のむらのテニスコートなどは、4月1日から使用できることとなります。使用できなかったものの使用料の返還につきましては、いただいているものを返金することとなります。文化ホールの委託については、運営委託を行っているのでキャンセル料が発生しています。

ただし、東京都では感染拡大が起きているなど、状況が刻々と変わっているのです。この後どうなるかについては、様子を見ながら考えていくこととなります。少なくとも東京都で緊急事態宣言が出たら、使用開始は止めざるを得ないかなと考えています。詳しくは、この後に会議があるので、そこで議題にあがれば話し合われることとなります。

もう一件は、家庭教育学級だよりで並木先生から出されているもので、5回目に開催された内容をまとめたものです。

亀田給食センター施設長：

先ほど、中島委員さんから話があったように3月2日からの学校の臨時休業に伴い、学校給食も稼働停止としました。その間の対応としましては、即座に給食の食材の停止と給食費の口座振替の停止の処理を行いました。4月からの学校再開に向けて、中学校は4月8日から、小学校は4月9日から給食開始をする予定です。給食施設の従事者については、4月1日から給食再開に向けて準備をしています。給食については、通常の衛生管理基準に基づいて行っているのです。従事者についてもその衛生管理基準に基づいてチェックを行っていきます。今回は新型コロナウイルス感染予防ということで、毎朝検温及び体調チェックを行っています。また、4月1日に給食従事者が集まった際に、4月以降の給食再開に向けて衛生管理を徹底していくことの周知をしていきます。コロナ感染については、今後どうなっていくかがまだわかりませんので、今後の事態によっては、再度の臨時休業がある場合もあるので、その際はこれ迄に準じた形で給食センターも対応していくこととなります。

9 その他

10 教育長閉会宣言

藤ヶ崎教育長：

みなさまお疲れさまでした。これで本日の日程は、全部終了しました。それでは会議を閉じます。令和2年3月栄町教育委員会会議定例会を閉会いたします。